

# 山梨県公報

第千九百七十八号

平成二十一年

九月三日

木曜日

## 目次

保安林の指定の解除の予定……………四九一  
 道路の区域変更……………四九一  
 建築基準法に基づく道路位置指定……………四九一  
**公 告**  
 一般競争入札について……………四九二  
 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………四九三  
 大月都市計画の変更案の縦覧……………四九三  
 その他……………四九三  
 裁決手続の開始……………四九三

## 告 示

### 山梨県告示第百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十一年九月三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 解除に係る保安林の所在場所  
北都留郡丹波山村字大常木一四四六の一・一四四六の五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

三 解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び丹波山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年九月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 茅野北杜韮崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
韮崎市藤井町大字駒井字天神前五九三番の 一地先から 韮崎市藤井町大字駒井字天神前六六〇番の 一地先まで	八・七 一三・四	七・三 一一・四		一三七・九

### 山梨県告示第百六十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年九月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の位置  
南アルプス市在家塚字竹之花二〇番四、二二番四
- 二 道路の幅員  
最大六・〇五メートル 最小六・〇〇メートル
- 三 道路の延長  
四七・九八メートル

# 公 告

● 一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十一年九月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量  
ファイルサーバ機器等 一式
- 2 借入物品等の仕様等  
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間  
平成二十一年十二月一日から平成二十六年二月二十八日まで
- 4 納入場所  
知事が指定する場所
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 平成二十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十一年山梨県告示第百二十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 三 入札手続等
- 1 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部  
情報政策課情報通信基盤管理担当 電話〇五五 二二三三 一四一九
- 2 入札説明書の交付方法  
この公告の日の翌日から平成二十一年九月十四日（月）までの山梨県の休日（これを除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の

交付場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に三の1の場所に電話連絡すること。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

平成二十一年九月四日（金）から平成二十一年九月十六日（水）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十一年十月十三日（火）午後二時 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵便による入札書の受領期限及び場所

平成二十一年十月九日（金）午後五時までに山梨県企画部情報政策課情報通信基盤管理担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金  
免除

3 契約保証金  
免除

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない

らない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。  
4 契約書作成の要否  
要

5 長期継続契約  
この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することがある。

6 その他  
詳細は、入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and amount of services required:  
Computer equipment:file server 1 set
- 2 Date and time for tender:  
2:00PM October 13,2009
- 3 Bureau in charge:  
Information and Communication Infrastructure Management Section, Information Policy Division, Planning Department, Yamanashi Prefectural Government  
1-6-1 Marunouchi, Kofu, Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十一年九月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあつた年月日 平成二十一年八月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人こ・しゃっぺ村
- 2 代表者の氏名 田辺修三
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市石和町広瀬十四番地一
- 4 定款に記載された目的  
この法人は、一般就労が困難な障害者等に対して、就労継続支援等の障害者自立

支援に関する事業を行い、あわせて、子どもたちに対して、農山村の高齢者とのふれあいと農林業体験の場を提供する事業を行い、人と人、人と自然との「共存」を基本とした地域社会づくりに寄与することを目的とする。  
三 縦覧期間 平成二十一年八月二十六日から同年十月二十五日まで

● 大月都市計画の変更案の縦覧  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。  
平成二十一年九月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 都市計画の種類  
大月都市計画下水道  
（桂川流域下水道）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域  
縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所  
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県国土整備部都市計画課  
大月市大月町花咲千六百八番三号 富士・東部建設事務所都市計画・建築課  
大月市大月町花咲千六百八番十九号 大月市地域整備課
- 四 縦覧期間  
平成二十一年九月三日から同月十七日まで

その他

● 裁決手続の開始  
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。  
平成二十一年九月三日

山梨県収用委員会

- 一 起業者の名称  
山梨県
- 二 事業の種類

三 県道都留インター線改築工事（都留インターチェンジ・ランプ新設工事）及びこれに伴う既設ランプ付替工事  
 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在地	地番	地目		地積
		公簿現況	地目	
山梨県都留市下谷四丁目	一一八四番一	田	畑	三四八・六一平方メートル
同	一一八五番	畑	畑	一四六・九三平方メートル

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	所
志村力	山梨県都留市四日市場一五〇番地	

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	所	権利の種類
山梨県民信用組合	山梨県甲府市相生二丁目二番三四号		根抵当権（昭和六十一年二月三日受付第四九〇号） 根抵当権（平成二年十月二十五日受付第五八七六号） 根抵当権（平成二年十月二十五日受付第五八七七号）

六 裁決手続の開始を決定した年月日  
 平成二十一年八月二十五日